

亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月1日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第24号

亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年亀山市規則第8号）を次のように改正する。

第2条中「世帯状況・収入・資産等申告書（様式第2号）」を「世帯状況・収入申告書（様式第2号）」に改める。

第5条中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

様式第1号中

「

身体障害者 手帳番号		療養手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
---------------	--	--------	--	-------------------	--

」

を「

身体障害者 手帳番号		療養手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名	
---------------	--	------------	--	-------------------	--	-----	--

」

に、

「

訓練等給付費

」
を「

訓練等給付費
自立生活援助
就労定着支援

」

に改める。

様式第2号中「（亀山市障害者地域活動支援事業及び亀山市障害者移動支援事業を含む。）」及び「、固定資産の有無及びその課税状況」を削る。

様式第3号備考の1、様式第4号備考の1及び様式第6号備考の

1 中「亀山市長」を「三重県知事」に改める。

様式第 8 号（一）中「亀山市長」を「亀山市福祉事務所長」に、

同様式（四）中

サービス種別	
支給量等	

を

「

サービス種別	
支給量等	

に、同様式（十二）

中「指定障害福祉サービス事業者等」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改める。

様式第 9 号中

「

身体障害者 手帳番号		療養手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
---------------	--	--------	--	-------------------	--

を

「

身体障害者 手帳番号		療養手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名	
---------------	--	------------	--	-------------------	--	-----	--

」

に、

「

訓練等給付費

」

を

「

訓練等給付費
自立生活援助
就労定着支援

」

に改め、「、介護給付費」の次に「又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）」を加える。

様式第 10 号備考の 1、様式第 11 号備考の 1、様式第 12 号備考の 1、様式第 16 号備考の 1、様式第 17 号備考の 1 及び様式第 18 号備考の 1 中「亀山市長」を「三重県知事」に改める。

様式第 20 号（一）中「亀山市長」を「亀山市福祉事務所長」に

改める。

様式第24号中

「	医療機関名	所在地・電話番号	を 」

「	医療機関名	所在地・電話番号	に 」
	(薬局)		
	(訪問看護事務所)		


改める。

様式第31号中「亀山市長」を「亀山市福祉事務所長」に改める。

様式第32号中「支給（修理）を受ける」を「購入（借受け・修理）する」に、「補装具販売（修理）業者」を「補装具取扱業者」に改める。

様式第34号及び様式第35号を次のように改める。

補装具費支給意見書

氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)
障害名及び原因となった疾病又は外傷名 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病(難病等)に該当 (する・しない)			
障害・疾患等の状況(次の補装具が必要となる理由が明確となるよう記載し、難病患者等は、身体症状等の変動状況や日内変動等についても記載する。)			
必要と認める補装具	補装具の種類及び名称		
	処方(借受けが必要な場合はその理由が明確となるよう記載する。)		
	使用効果の見込み(借受けが必要な場合はその理由が明確となるよう記載する。)		
上記のとおり意見する。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 病院又は診療所名 所在地 診療担当科名 作成医師氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>			

様式第35号(第33条関係)

判 定 依 頼 書

第 号
年 月 日

身体障害者更生相談所長 様

亀山市福祉事務所長

印

次の者について判定を依頼します。

対 象 者	氏 名	男・女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	亀山市 電話番号		
	手 帳 番 号	三重県第 号	交付年月日	年 月 日
	障 害 名		障害の程度	種 級
	施設への入所の有無	有 ・ 無		
長期給付の内容				
家 族 関 係				
生育・職業歴				
障害に関する 既 往 歴			過去5年間の補装具購入・借受け・ 修理状況	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月
現在受療中の 医 療 機 関 名				
判定依頼事項	申請の種類・・・購入(借受けの意向 有・無)、借受け、修理 判定の方法・・・通所、巡回、在宅			

様式第 3 7 号及び様式第 3 8 号を次のように改める。

補装具費支給(不支給)決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	性別		電話番号	
給付番号		給付決定日	年 月 日			
決定内容		借受け期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
補装具業者	名称					
	所在地					
	電話番号					
基準額		利用者負担額		公費負担額		
円		合計額	円		円	
見積額						
円		月額 (借受けの場合)	(初月)	円		
月額負担上限額			(中間月)	円		
円			(最終月)	円		
備考						
<p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)提起することができます(なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>						

様式第38号(第33条関係)

補 装 具 費 支 給 券					
決 定 番 号		決 定 年 月 日	年 月 日		
購 入 ・ 借 受 け ・ 修 理 の 別	購 入 ・ 借 受 け ・ 修 理				
借 受 け 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
氏 名		生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日		
住 所					
保 護 者 氏 名		続 柄			
保 護 者 住 所		修 理 部 位			
補 装 具 の 名 称					
補 装 具 業 者	業 者 名				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額		
円	円				
月 額 負 担 上 限 額					
円		円	円		
上記のとおり決定します。					
年 月 日					
亀山市福祉事務所長 印					
判 定 年 月 日	年 月 日	判 定 員 職 氏 名	印		
受 領 年 月 日	年 月 日	受 領 者 氏 名	印	本 人 の 関 係	

様式第39号中

「

購入・修理の別	購入・修理
---------	-------

 」を

「

購入・借受け・修理の別	購入・借受け・修理
-------------	-----------

 」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。